

財務省告示第二百十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十年六月二十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十年七月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百九
十三回）
二 発行の根拠 平成十九年度における財政運営
の法律及びその ための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十九年法律第二十
二十五号）第二条第一項及び平
成二十年度における公債の発行
の特例に関する法律（平成二十
年法律第二十四号）第二条第一
項並びに特別会計に関する法律
（平成十九年法律第二十三号）
第四十六条第一項及び第六十二
条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率と

五

方募

行争非者特国札非	入価法入
及入価・別債発競	札格競
び札格第参市行争	発競
国発競	行争

込募各割各当も各
 み限度債市場特別参加者ごとの
 応募額の範囲内において各申
 込の応募額を割り当てる。
 各債市場特別参加者ごとの
 申し込みの応募額を案分により
 申請する。そのうち応募額の
 順位が高い

争市場特別参加者・以下「
 入札発行」という。)
 参加者ごとの応募額を定め
 て、財務大臣が各国債市場特
 別参加者・以下「
 び価格競争入札の募入の決定を
 した後に「行われる入札であ
 る」ことを発行者・以下「
 市場特別参加者・以下「
 争入札発行」という。)
 し、価格競争入札において募
 入の決定を受けた各申込みの
 価格を募入額により加重平均
 して得られる価格をその発行
 とするものによる発行（以下「
 競争入札発行」という。）、
 競争入札と同時に行われる
 であつて、財務大臣が各国債
 市場特別参加者・以下「
 を定めるものによる発行（以
 下「
 価格競争入札発行」という。)
 び価格競争入札の募入の決定を
 した後に「行われる入札であ
 る」ことを発行者・以下「
 市場特別参加者・以下「
 争入札発行」という。)
 参加者ごとの応募額を定め
 て、財務大臣が各国債市場特
 別参加者・以下「

十 十 十 十
九 八 七 六

払 者 入 払 元 償
込 者 札 場 利 還
期 参 参 所 金 金
日 加 加 支 額

平 財 日 額
成 務 本 面
二 大 銀 金
十 臣 行 額
年 か 百 円
六 ら 円 に
月 通 につ
二 知 き
十 を 百
日 受 円
取 者